特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税の賦課徴収及び調査に関する事務 基礎項目評 価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳴門市長は、地方税の賦課徴収及び調査における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鳴門市長

公表日

平成29年6月12日

[平成29年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルる	を取り扱う事務
①事務の名称	地方税の賦課徴収及び調査に関する事務
②事務の概要	鳴門市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①法令等の規定に基づき地方税の賦課徴収のため、納税者からの申告や届出、企業、国税庁、日本年 金機構等から必要な情報を入手し課税情報を管理する。 ②地方税の賦課徴収の決定(納税告知)のため、納税者の課税情報を管理する。 ③徴収した税額等を把握するため、収納情報を管理する。 ④滞納者へ督促状等の送付並びに滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。 ⑤その他、社会保障にかかる各種照会情報に基づき、納税者の宛名情報による特定や突合を行うた め、宛名情報を管理する。
③システムの名称	 税務システム 住民税課税支援システム eLTAXシステム 国税連携システム 収納管理システム 滞納管理システム 売名管理システム 中間サーバー 統合利用番号連携サーバー
o 杜ウ畑(梅却ラーノル)	

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民税課税情報ファイル
- (2)軽自動車税課税情報ファイル (3)固定資産税課税情報ファイル
- (4)収納情報ファイル
- (5)滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表第一 16の項 ・第9条第3項 ・第19条第8号
	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
	(別表第2における情報提供 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 8, 54, 57, 58, 59, 61, 2, 94, 97, 101, 102, 1 (別表第2における情報照会 27の項	16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 4 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 9 03, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項 の根拠)
②法令上の根拠	定める事務及び情報を定め (別表第二省令における情報 第1条,第2条,第3条,第4 条,第20条,第21条,第2 1条,第32条,第33条,第 第43条の3,第43条の4,	条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第16条, 第19 2条, 第22条の2, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条の3, 第28条, 第3 34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第43条, 第44条, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第50条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	企画総務部税務課					
②所属長	税務課長 三好 利典					
6. 他の評価実施機関	6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
鳴門市企画総務部総務課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1203						
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
鳴門市企画総務部税務課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1207						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		茜]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点				
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	平成	29年4月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属	課長 大林 清	企画総務部税務課長 三好 利典	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用	・番号法第9条第1項 別表第一16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第8号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表第一 16の項 ・第9条第3項 ・第19条第8号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市長村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務で	6, 117, 120の項 (別表第2における情報照会の根拠) 27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条,	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	止·村用停止請求 	東浜170 088-684-1203	鳴門市企画総務部総務課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字 東浜170 088-684-1203	事後	
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	東浜170 088-684-1207	鳴門市企画総務部税務課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字 東浜170 088-684-1207	事後	
平成29年4月1日		十次20千4月1日 时息	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	エーキい値判断項目 2 取扱	平成26年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	